

核燃料輸送物設計承認書の有効期間の更新に係る審査書
(T N - 9 1 2 1 / B 型, 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)

原規規発第 2009281 号
令和 2 年 9 月 28 日
原子力規制庁

1 . 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から提出された「核燃料輸送物設計承認有効期間更新申請書」（令和 2 年 8 月 27 日付け令 02 原機（P 技）004（令和 2 年 9 月 7 日付け令 02 原機（P 技）006 をもって一部補正）。以下「申請書」という。）については、審査の結果、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成 2 年科学技術庁告示第 5 号。以下「告示」という。）第 4 1 条第 3 項の規定に適合しているものと認められる。

2 . 申請の概要

(1) 核燃料輸送物の名称

T N - 9 1 2 1 / B 型

(2) 核燃料輸送物の設計承認番号

J / 1 5 1 / B (M) F - 9 6 (R e v . 5)

(3) 更新の理由

核燃料輸送物設計承認書（平成 27 年 9 月 28 日付け原規規発第 1509283 号。以下「承認書」という。）で承認されている核燃料輸送物設計承認書の有効期間が令和 2 年 9 月 27 日までとなっているが、当該核燃料輸送物の設計に変更がなく、今後高速実験炉「常陽」の新燃料集合体の運搬に使用する予定があるため。

(4) 核燃料輸送物の種類

B M 型核分裂性輸送物

3 . 審査の方針

承認書の有効期間の更新に当たっては、告示第 4 1 条第 3 項の規定に基づき、当該核燃料輸送物の設計の変更がないことについて、申請書及び原子力規制委員会が前回交付した承認書を確認する。

なお、承認書が前回交付された以降から申請書が提出されるまでの期間において、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令

第 57 号) 及び告示に規定される当該核燃料輸送物に係る技術上の基準の改定はない。

4 . 審査の内容

申請者は、申請書において、当該核燃料輸送物の設計に変更がなく、今後も高速実験炉「常陽」の新燃料集合体の運搬に使用する予定としている。

原子力規制庁は、申請者が、承認書で承認された当該核燃料輸送物の設計に変更がなく、承認書の有効期間後も使用を予定していることを確認した。